



福岡県医発第3183号(地)
平成27年 2月26日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

改正された診断書の添付の義務付け制度の円滑な運用への協力について

今般、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成27年内閣府令第6号)が、平成27年1月30日に公布され、同年3月1日から施行されることに伴い、日本医師会を通して警察庁生活安全局長より改正後の円滑な制度運用について、周知協力依頼がありました。

改正の主旨は、これまで、同法における猟銃等の所持許可等に係る申請に際しては、精神保健指定医等の専門医が作成した診断書の添付が義務付けられていましたが、改正後は、申請者の心身の状況について診断したことがある、上記以外の医師が作成した診断書の添付についても認められるようになることです。

なお、猟銃等に係る不許可処分等は、医師の診断のみで判断するものではなく、都道府県公安委員会の責任において行うものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員に対する周知協力方よろしくお願いいたします。

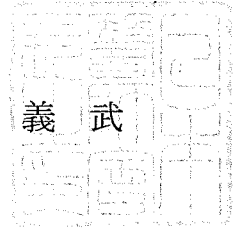
小郡三井医師会より

会長 廣瀬真恵

日医発第 1105 号(地Ⅲ272)
平成 27 年 2 月 13 日

都道府県医師会
会長 殿

日本医師会
会長 横 倉 義 武



改正された診断書の添付の義務付け制度の円滑な運用への協力について

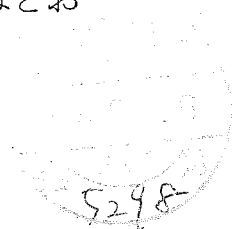
時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「専門医の診断書の添付の義務付け及び認知機能検査の結果に応じてなされる認知症に関する受診命令制度の円滑な運用のための協力について」につきましては、平成 21 年 12 月 8 日付日医発第 790 号(地Ⅲ195)をもって貴会宛にお送り申し上げたところですが、今般、別添のとおり、警察庁生活安全局長より、本会に対して、改正された診断書の添付の義務付け制度の円滑な運用への協力について依頼がありました。

本件は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成 27 年内閣府令第 6 号)が、平成 27 年 1 月 30 日に公布され、平成 27 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、これまで同法における猟銃等の所持許可等に係る申請に際しては、精神保健指定医等の専門医が作成した診断書の添付が義務付けられていたところが、申請者の心身の状況について診断したことがある医師が作成した診断書の添付についても認めることとされたことから、改正後の制度を円滑に運用するため、診断書の作成主体の拡大についての周知、ならびに支援を求めるものであります。

なお、猟銃等に係る不許可処分等は、医師の診断のみで判断するものではなく、都道府県公安委員会の責任において行うものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



警察庁丙保発第4号

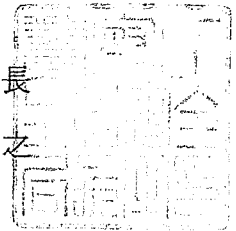
平成27年1月30日

公益社団法人日本医師会

会長 横倉 義武 殿

警察庁生活安全局長

辻 義之



改正された診断書の添付の義務付け制度の円滑な運用への協力について（依頼）
大寒の候、貴会におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）における猟銃等の所持許可等に係る申請に際しては、精神保健指定医等の専門医が作成した診断書を添付しなければならないとしているところですが、この度、上記の医師のほか、申請者の心身の状況について診断したことがある医師についても診断書の作成主体とすることを内容とする銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第6号）が本日公布され、平成27年3月1日から施行されることとなっております。

日頃から、貴会には警察活動全般にわたり格別の御協力を賜っているところですが、改正後の制度を円滑に運用するためには貴会の御協力が不可欠であることから、下記の点につき、貴会の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 診断書の作成主体の拡大についての周知

警察においては、診断書の作成主体の拡大に伴い、銃砲所持者等に広報活動を行ってまいります。貴会におかれましても、各都道府県の医師会さらには会員の皆様方に対して、本件について周知していただきますようお願い申し上げます。

2 診断書の作成主体の拡大についての支援

診断書の作成主体の拡大に当たり、各都道府県の医師会さらには会員の皆様方から御協力いただけるよう御支援をお願い申し上げます。

なお、猟銃等に係る不許可処分等は、医師の診断のみで判断するものではなく、都道府県公安委員会の責任において行うものです。